



(ふくちゃん)

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 中山 千弘

編集人 今井 啓次

第276号2013年1月1日

安心のネットワークづくりを 「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」実現を目指して



一般社団法人
長野県労働者福祉協議会
理事長 中山 千弘

あけましておめでとうございます。
新春にあたり、皆様在今年一年のご健勝ご活躍を心からご祈念申し上げます。

東日本震災から2回目の冬がやってきました。新年を生まれ育った故郷で過ごす事の出来ない避難者がいまだに32万2千人という厳しい実態もあります。私たち労働者福祉協議会は、それぞれの立場で本年も被災地の皆様に寄り添った復興・再生に向けた活動を進めていく必要があります。

さて長野県労働者福祉協議会は、一般社団法人としてスタートして今年、3年目を向かえようとしています。労福協の活動の原点と目的は地域に福祉のネットワークを張り巡らすこと。私たちが勤労者、生活者として一人ひとり、職場、地域、各種NPO、そして市民団体などと繋がりながら支え合い・助け合う温もりある社会を作っていきたいという強い思いです。

「絆」作りやネットワーク構築の「サポート役」

かすがい役として地域で機能発揮が出来る様、地域に根ざした活動を意識し日々行動していきます。

昨年の政治・経済・そして勤労者の労働環境については、いずれも厳しい状況がつづいています。歴史的な円高・未だに脱却できないデフレ。政治に関しても民主党から自民党への政権交代が年の瀬にあり、これからどうなるのか、将来不安が広がっています。雇用環境も一昨年4月に長野県から労福協に委託を頂き、立ち上がったパーソナル・サポート・センターは1



労働者福祉中央協議会
会長 古賀 伸明

2013年 年頭挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年は国際協同組合年の取り組みを通じて、協同組合の社会的価値や労働組合との連携強化を訴えるとともに、共助を必要とする人たちが共助の仕組みに参加できるようにしていくことを問題提起してきました。今年はいくくを問題提起してきました。今年はいくくを問題提起してきました。今年はいくくを問題提起してきました。

政治は新自由主義・「弱肉強食」社会への回帰も懸念される状況ですが、社会の不安定

年8ヶ月が過ぎました、この間、延べ相談者数で県下4箇所合計1,331人。延べ支援件数17,879件にもなっています。就労、生活支援を目的に寄り添い型の相談件数が月に延べ66人以上という、いかに世の中が厳しいかを示す結果となっています。

労福協は現状の厳しい社会環境を踏まえ労福協の2020年ビジョンである「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会の実現」を掲げ、活動を進めてきています。未組織の労働者や高齢者も含め、全ての働く人々や家族が安心して暮らせる社会を目指しています。地域の一步から、そしてひとりひとりの一步から、夢と希望を持って社会・未来に向けて「生活あんしんネットワーク」を実現させようではありませんか。

化が許容限度を超え、持続性そのものが問われる中で、これ以上の貧困・格差の拡大、生活や労働の破壊を許すわけにはいきません。社会的包摂政策や「生活支援戦略」を後退させず、寄り添い型の生活就労支援体系を整備していく必要があります。

市場経済だけでは解決できない諸課題を克服し持続可能な社会とするため、労働組合や協同組合の役割と責任は高まっています。国際協同組合年の取り組みを契機として「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」に向けてとにも前進しましょう！



PS事業の継続と制度化、生活困難者支援策等を要請

2012年度県労福協県政要請

阿部知事との交渉

11月14日(水) 11時15分より、2012年度県政要請(知事交渉)を行いました。



PS事業の継続を要請する中山理事長



要請書を阿部知事に手渡す中山理事長

まず、中山理事長が「現在、受託しているPSモデル事業は1年6ヶ月経過するが、大変多くの相談が寄せられており、幾つかの課題が浮き彫りとなってきた。また、相談内容も複数の悩みが存在しており、非常に対応が難しくなってきた。これからも県民の生活向上のために、ご尽力をお願いしたい」と挨拶した。続いて阿部知事は「労福協におかれましては、労働者福祉の向上とともに、PS事業を当初の目的達成に向け努力いただいた。誠にありがとうございます。県では

経済・雇用対策をしっかりと対応して行く。また、女性・若者の社会参画が重要であり、これらの対応が長野県全体の活力になる。PS事業については一緒に取組んで行きたい。今後も労福協の知恵をお借りし、施策の推進に繋げて行きたい」と述べられました。続いて今井専務理事より、概要説明がなされ意見交換を行いました。

部局折衝について

同日13時30分より、要請の具体的項目について、部局折衝を行いました。まず吉澤労働雇用課長より挨拶があり、労福協は奥原副理事長が挨拶を行いました。今井専務理事より、今回の要請内容の説明が行われた後、要請項目について県からの回答が示され、それぞれ意見交換を行いました。以下、要請内容と主な回答の抜粋を掲載します。

1. 【新年度より新たな「生活支援戦略」の枠組みとして実施予定のPS事業に対し、積極的・効果的な施策を】
知事交渉の中で対応済。
2. 【誰にでも居場所と出番のある社会づくりのために、多様な就労機会と場所の創設を】



部局折衝時に挨拶する奥原副理事長

労働雇用課は「PS事業からの重要な課題と認識している。障害認定には至らないが一般就労には馴染まない方々のために、今年度、就職希望者の短期雇用と指導員の支援事業を行う中で中間就労の場の確保に、2団体を選り対応を始めたところである。今後も県内の社会福祉法人に働きかけ、次年度の予算に盛り込みこの事業連携を強化して行く」と回答。労福協からも中間就労の場づくり等について、是非PSセンターと県が連携した対応の継続を依頼した。

3. 【生活困難者支援施策】の充実・強化を】

労働雇用課は「就労支援対策として、現在、ハローワークの機能を都道府県に移管する提案を行っており、ワンストップサービスに繋げていくことを模索している。将来的にはPSにも同様の機能を持つてるようにしたい。現在、埼玉・佐賀県で本年10月より試行実施し、成果を検証中である」と回答。地域福祉課は「県では、生活困窮者が

地域社会で安定した生活が送れるように、民間の支援団体と連携した生活困窮者等の「絆」再生事業を行っている。内容は、相談窓口の設置による年間相談や専門家の生活相談会の実施、交流会を開催する中で食事の提供を行っている」と回答。

住宅課は「解雇等により離職を余儀なくされた方に対して、公営住宅(県営住宅・家賃平均9千円で)を緊急一時的な使用に提供している」と回答。

労福協からは生活困難者支援策について、今後の継続と施策の充実・強化を要請し、多くの意見が交わされた。

その他の要請内容については以下のとおり。

4. 【多重債務対策】について更なる強化を】
 5. 【生活保護水準切り下げ】の動きに反対し、県民生活安定の対策を】
 6. 【長野県総合5ヶ年計画に「労働者福祉」と「消費者・生活者目線」の県政を盛り込む】
 7. 【県食品安全・安心条例(仮称)の策定を】
 8. 【消費者行政推進についての取組みの強化を】
- 2012年度の県政要請については、正式回答が届き次第、ホームページにて公表する予定です。

～労金・全労済と労働組合の関係再構築にむけて～

労金・全労済新任運営委員会合同研修会開催



全体研修会で講演する高橋均中央労福協参与

今年度は国際協同組合年であり、労働者自主福祉活動として労働金庫や全労済が誕生した歴史的背景を学びながら、果たす役割を見つめ直し、あたらしい時代の運動の構築を行うべきとの話でした。

午後からは労金の新任運営委員と全労済の新任運営委員に分かれてそれぞれ独自の研修会を開催しました。

10月31日（水）、長野市内のホテルにおいて、2012年度労金・全労済新任運営委員会合同研修会が開催されました。労金運営委員52名、全労済運営委員30名が参加しました。

研修会は、労働者福祉中央協議会参与の高橋均講師より「協同組合の新たな展開と運営委員の任務について」～労金・全労済と労働組合の関係再構築にむけて～と題して、労金・全労済の参加運営委員に合同で講演をしていただきました。



全体研修の様子

長野県労働金庫の研修

ろうきんとは？

労金・新任運営委員研修会では自治労長野県本部執行委員長の高橋精一講師より「ろうきんはどうしてできたのか」「ろうきん＝労働組合の課題と現状認識」「運営委員の皆さんにお願いしたいこと」についてDVDやパワーポイントを用いて講演していただきました。

参加された新任運営委員の皆さんからは、「大変わかりやすかった」「今後の活動に役立てていきたい」との言葉をいただき大変好評でした。グループに分かれての意見交換会では、設定したテーマについて多くのご意見を頂戴できました。

全労済とは？

全労済の研修

- ①全労済の新任運営委員研修は
 - ②長野県本部の活動状況
 - ③生活保障設計の実践
- および課題
- の三つのテーマで研修を行いました。



全労済研修の様子

全労済の運営委員会組織は県下12地区に分かれており、12地区の運営委員が一同に集まる機会自体がそれほど無いため、冒頭の関本部長の挨拶のあと自己紹介をおこないました。

た。「ろうきんをよく知らない」「何をやればいいかわからない」といった新任運営委員の皆さんに、ろうきんの理念・活動について共感いただき、また他単組の活動事例など参考になったとの感想をいただきました。

新任運営委員研修の全体を通して、新任運営委員の皆さんが、ろうきんと組合員をつなぐパイプ役として活動いただける有意義な研修会となりました。



労金研修の様子

その後、風間専務執行役員より①について講演をおこないました。この中で共済制度の理念について触れ、なぜ全労済が設立されたか、また、全労済が果たすべき役割を説明しました。②については太田事業推進部長より運営委員会規定や現在の事業実績について説明をおこないました。③については高山推進企画課長より全労済が運動として現在もつとも力点をおいている保障設計運動の説明をおこない、労働組合の役割として可処分所得の向上を訴えることにより、保障の見直しが必要であるのかを理解いただきました。最後は出席者の数名の方に感想をうかがいましたが、今後自身の出身地区に戻り積極的な活動をおこないたいという力強い言葉をいただきました。

第42回

長野県消費者大会が開催される



消費者大会の様子

12月6日(木)長野県消費者団体連絡協議会(以下：県消団連)主催の「第42回長野県消費者大会」がホテルメトロポリタン長野(長野市)にて開催され、「震災の1年を経過して、くらしの今を考える」をテーマに、県下各地より130人が参加しました。

冒頭、徳武淳副会長(連合長野)より開会の挨拶、鶴飼照喜会長より主催者挨拶の後、ご来賓としてご出席いただいた長野県企画部長代理の消費生活室樋口隆教課長補佐兼企画指導係長よりご挨拶をいただきました。

「パソナル・サポート・モデル事業」の成果を評価、分析し、PSの機能を25年度以降の新たな事業体系に引き継いでいくための方策を検討するため「パソナル・サポート・モデル事業検討会議」を開催しました。



記念講演を行う脇阪紀行氏

脇阪紀行氏より「市民の立場で原発・エネルギー問題を考える」題を考える。欧州の経験から」と題し、記念講演が行われ、国々の原発の数や原発政策の違いとその要因、欧州(スウェーデン・フィンランド・ドイツ)における原発の歩みや教訓、脱原発市民運動、欧州の自然エネルギー構想や取り組みについて、わかりやすく

パソナル・サポート・モデル事業検討会議を開催

成果と評価をまとめ、PSのあり方を協議



PSモデル事業検討会議の様子

去る11月12日(月)、ながのPSセンターが昨年から実施してきた事業の成果を評価、分析し、PSの機能を25年度以降の新たな事業体系に引き継いでいくための方策を検討するため「パソナル・サポート・モデル事業検討会議」を開催しました。

各サテライトからの実施状況報告では、いくつもの問題を抱えて、貧困の連鎖から抜け出せないでいる人の増加と、それに対してPSができることはどこまでなのかという課題の報告があり、出席者からは次のような意見が出されました。



挨拶する佐藤豊弁護士(座長)

制度で受け止められないところをサポートするのがPS事業の大



特別講演を行う阿南久氏

午前9時の部では、まず、基調報告として、県消団連の小松由人事務局長(長野県生協連)が「私たち消費者を取り巻く状況と県消団連の取り組み」について報告を行い、続いて、消費者庁長官の阿南久氏より「消費者問題の現

域の事業連本、上田、長野、松

飯田の各地域の事業連

一支援機関とは別の立場から、当事者を支えるPS事業の機能は一層重要になつていきます。

機関誌「ながの労福協」への

読者の声

読者の皆さんから多くの声が寄せられています。その中から、いくつかご紹介します。

1月

いつも同様と大変興味深く拝見しております。私の職場では回覧して見ない人が多いので、もっと図やイラストを増やすと若い人でも目を通すかと思うのですが、どうでしょうか？

「くらしなんでも相談」は、家庭内のケアや介護の相談、初診が限られたりから参考にと、私何回かたのこに相談し、質問をします。毎回必ずかかっています。

身元が助かるためにも、ながの労福協は、他人の手でなく、自分自身が情報を提供できると、身元が安心です。必要な情報、石巻も情報を必要と提供してくれたい。くらしなんでも相談、お役にたきます。

このような企画は素晴らしいです。間違いない。探し易さがホームページから出来るようになり、非常に簡単である。今年も労福協の活動頑張ってください。我々も出来る限り協力いたします。

7月

住宅計画セミナーの様子分かり興味を持ちました。くらしなんでも相談は、毎回参考になります。

勤労者の為、活動は、毎日、心の救済と、健康、大切と、感謝しています。

子育てがひといし、仕事と再度、ぼいめてこの機関誌の事、知りました。早く強くなる事を、したい。これからは読んで、この事、思っています。

3月

くらしなんでも相談のコーナーを増やして下さい。

内容は、大変興味を、多くの人が、大層、です。随分、ボランティアの、お力、を、お借り、しています。

被災地救援ボランティア、大変お疲れ様でした。

- 3月6日「自然災害セミナー」に参加させていただき、ありがとうございました。石巻市で被災した方、被災地の、お話を、聞きました。今後、この、お話を、長く、お話し、して、いきたいと思います。

9月

労福協の活動が知れたり、くらしなんでも相談等でも参考になりました。これからも間違いないやがしを楽しみにしています。

機関誌の字が小さいページがありました。もう少し大きく行間も空いては、読みやすいとおもいます。残暑が続きますが、体調にお気をつけてお仕事頑張ってください。

メンタルヘルスを担当している職場には、事例と回答が掲載されていて、わかりやすく、とても参考になりました。

5月

初めて拝見しました。ローソンの案内等を掲載しては、いいです。

「くらしなんでも相談」が、毎月、更新、されています。良い気分転換、になっています。

法律相談の事例集は、大変良かったです。事例集や用語のポイントのような記事をお願いします。

- ・ くらしなんでも相談が、参考になります。
- ・ 寄り添い、ホットラインに、たたく、電話、相談、がある、ことが、嬉しく、なりました。

11月

いつも、お読み、いただき、ありがとうございます。くらしなんでも相談を、拝見、しました。とても、役に、立つ、内容、の、おかげ、で、今後、も、参考に、させていただきます。

いつも楽しく拝見させていただいております。労福協様の活動報告等がわかりやすく掲載されていると思います。また、「くらしなんでも相談」は、具体的な事例を掲載されているので、いつも参考にさせていただいております。今後、ためになる情報発信を期待しております。

セミナーの企画は、良いと思います。私、個人的にも、大層、興味、を持っています。ぜひ、お力、を、お借り、したいと思います。また、お力、を、お借り、したいと思います。

中央労福協 第五回 加盟団体代表者会議 開催される

11月16日



東京、ホテル ラングウッド において表題の会議が開催されました。この会議は、中央労福協の大会が二年に一度開催されることから今年度は中間年にあたり、代表者会議の開催となりました。

36の労働団体、11の事業団体、47地方労福協で構成され、一年間の活動報告と向こう一年間の補強方針が確立されました。主要課題は、①社会的連帯を深める運動と政策の実現②暮らしの総合支援（ライフサポート）の強化③共同事業、労働者福祉運動の基盤強化などの具体化であります。

そして実効性のある「生活支援戦略」の策定と生活保障を求め、生活支援戦略の取りまとめにあたっては、伴走型支援の充実や社会的包摂の推進という本旨にそって全体を整合性あるものとする。また、体制整備、人材育成、ノウハウの蓄積などを着実に実行できる財源を確保すること等の特別決議を採択し会議を終了しました。

労働者福祉東部ブロック協議会 第四七回定期総会 開催される

東部ブロックの定期総会が去る11月22日福島県いわき市において代議員52名の参加により開催されました。

活動方針では二〇二〇年ビジョン「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」の宣言を軸として、東部ブロックが固い絆と信頼関係の構築で、課題や運動のあるべき姿を共有し、活力ある福祉社会に大きく一歩を踏み出すこと。ライフサポート事業のレベルアップ、多重債務の未然防止や反貧困社会への取り組み、次代を担う人材を育成する「福祉リーダー塾」の見直しや卒業生の活用。事業団体との連携や組合員の利用促進運動の強化などが確認されました。そしてメインスローガン、「連帯・協同でつくる安心・共生の新しい時代へ地域共生で暮らしに夢を」を決定し閉会となりました。

東部ブロックは、一都一〇県（東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・新潟・長野・山梨・静岡）で構成されています。



くらし・なんでも相談

シリーズ No.42

「新春拡大版」



毎月第2土曜日の専門家相談の内容を見ると、今年度は「相続・贈与」「離婚」「契約関係」が上位を占めています。内容は法律に関する事項や、社会保険労務士への相談が増加しており、「第2土曜日相談は専門家が回答する」ということが、広く知られてきたのではないかと思います。また、「多重債務」の相談は毎年減少しており、この間の各種取組の成果がうかがえます。



【事例①】

賃貸マンションの一室を借りて住んでいます。隣室の借主が友人と毎晩のように騒いでおり夜もよく眠れません。家主に何とかして貰えるでしょうか。



田中 善助 弁護士

【回答】

近隣同士の紛争が多くなっていることもあって、集団住宅の賃貸借契約においては、賃借人に対し、近隣に迷惑となる行為・犬猫等ペットを飼育する行為等を禁止し、違反した場合契約を解除することができる旨の特約がなされる場合があります。これらの特約は有効であり、賃借人がこの特約に違反し、そのため信頼関係が破壊されるに至った場合は、賃貸人は催告することなく賃貸借契約を解除することができます。

しかし、このような特約がなくても、賃貸マンションのような集団住宅の賃貸借契約の場合にあっては、賃貸人が各賃借

人に対しそれぞれ平穏に居住させる義務を負っている反面、賃借人は他の賃借人など近隣の迷惑となる行為をしてはならない義務を賃貸人に対し負っているといえます。そして近隣の迷惑となる行為すなわち義務違反の程度が著しく、賃貸人と賃借人間の信頼関係が破壊されるに至ったときは、賃貸人は催告することなく賃貸借契約を解除することができます。この場合、近隣の借主が賃貸人の制止を無視して迷惑行為を継続している場合には、賃貸人との信頼関係を破壊したことを理由として、賃貸人は賃貸借契約を解除することができますので、相談者は、家主に対して、近隣の迷惑行為を制止し、賃借人が従わない場合は契約を解除しその者に立ち退いてもらうよう求めることができます。



【事例②】

住宅ローンを3000万円程抱えています。給料を減額されてしまい、今までの返済が苦しくなりました。その他にも借金があり、給料だけでは返済が出来ません。でも、自宅は、住み慣れていますし、子供の通学を考えると手放せません。何とか破産しなくても済む方法は無いでしょうか。



柳澤 修嗣 弁護士

【回答】

個人の民事再生手続が考えられます。この手続は、全ての財産を換価・配当しなければならない破産手続とは異なります。すなわち、まずは、定期的収入がある人については、一定の基準額を最低弁済額として、それを超える額を3年間で(最長5年まで延長可能)で支払うという再生計画案を申立人(代理人)が作成したうえで、裁判所に提出し、これを裁判所に認可してもらったことにより残りの債務が免除されるという制度です。

住宅ローンを抱えている場合、その支払が滞ると住宅ローンを担保するために設定された抵当権により、不動産は担保権実行の競売にかけられ処分されてしまいます。そこで、住宅ローンの支払方法の繰り延べ(リスケジュール)をしたうえで住宅ローンを他の債権と区別して支払いを継続しながら、それ以外の負債を減額し支払うことで、住宅を保持したまま整理手続することも認められています。

破産ではありませんから、浪費やギャンブルによって負債を抱えても、利用できませんし、個人再生手続の開始決定により給与の差押えや不動産の競売手続を中止させる効果もあります。1つの選択肢として考えてみて下さい。

【事例③】

父が半年前に亡くなり、預貯金を相続しましたが、今になって、父宛にある金融会社から父が生前保証人をしていた債務の請求が届きびっくりしています。請求された金額は、700万円ほどで、到底私が支払えるような金額ではありません。このような場合、私が支払わなければならないのでしょうか。



北川 哲士 司法書士

【回答】

相続によって相続人に帰属することになるのは、土地や預貯金といったプラスの財産だけでなく、被相続人が生前負っていた債務など(マイナス財産)も全て含まれます。被相続人が多額の借金を負っており、他に相続する財産が何もないというときなど、当然に相続人が引き継がなければならないとしたら、それは大変酷な話です。

このような場合は、相続の放棄をすることによって、全ての財産(プラス・マイナス財産共)を相続しないことができます。この場合、相続人は相続権そのものを放棄することになり、放棄をした人は初めから相

続人にならなかったものとみなされます。

相続の放棄をするには、「相続開始を知った時より3ヶ月以内」に、家庭裁判所に相続放棄申述書を提出しなければならず、この申述書が家庭裁判所で正式に受理されると相続放棄の効力が発生します。

事例の場合は、お父さんが亡くなって半年が経過しているとのことですが、ここに至り負債の存在が判明しましたので、「負債の存在を知った時から3ヶ月以内」に相続放棄の申述をすることが可能です。

なお、相続放棄をしますと、いったん相続した預貯金も相続しなかったこととなりますので、ご留意ください。

【事例④】

60歳になるのに、年金がすぐにももらえない？

私は昭和28年5月生まれの男性です。今年の誕生日で60歳になるので、退職して年金を頼りに生活する予定でした。ところが、すぐに年金がもらえず、1年先の61歳から支給されるように法律が変わったと聞きましたか？

【回答】



山口正人 特定社会保険労務士

今年の4月1日以降、老齢厚生年金の支給開始年齢は、65歳

になるまで段階的に引き上げられる。

これまで、老齢厚生年金は報酬比例部分と定額部分を合算した金額が60歳から支給されてきた。しかし、定額部分につ

ては、生年月日によって段階的な打ち切りが実施され、すでに男性に対する支給はなくなっている(女性は平成29年4月2日生まれ以降から該当)。

さらに、今後は、残りの報酬比例部分の支給開始年齢を65歳まで段階的に遅らせる処置が始まることと法律で定められている。あなたの生年月日では61歳からの支給開始となり、それまでの一年間は無年金となる。なお、再就職や継続雇用が困難で働く場所がなく収入の見込みが立たないなど、生活のためにどうしても年金がないと困る場合は、60歳からの繰り上げ請求も可能なので検討してみる余地はある。

ただし、①繰り上げ1年につき年金額が5パーセント減額となる ②必ず同時に老齢基礎年金を繰り上げ受給しなければならぬ(30パーセント減額) ③決定された減額率は生涯変わらない ④一旦行なった繰り上げ請求の取り消しはできない の4点について注意すること。

なお、報酬比例部分だけになった今の老齢厚生年金の金額は、それだけで生活できるには程遠く、ほとんどの国民が60歳以後も働いて給与収入がないと生活は成り立たないのが、公的年金全般の厳しい現実である。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

くらし・なんでも相談 ぼつとダイヤル

0120-3916029

「新しい体験に感激！」

各地区、暮らしサポートセンターがインターネットセミナーを開催！

今年度のインターネットセミナーは、各地区労福協に共催いただき、ろうきん、全労済、長野県生協連、長野県住宅生協、信濃毎日新聞、長野県社会福祉協議会様に後援団体になっていただきました。加えて各地区では地元の自治体、勤労者互助会・共済会・教育委員会等に賛同いただくとともに、協力団体としてJANIS様を加え、かつてない規模で展開しています。

昨年度は講演会方式のセミナーでしたが、今年度は体験型を希望する参加者が多いことからパソコンやタブレットを使用するセミナーが多くなっています。内容の一端をご紹介します。

Skypeのテーマでは実際に県外の方とつながりお見せしたり、タブレットで、それぞれのテーブル同士でつないで、実際にテレビ電話を全員で体験しました。

また、SNSのテーマでは、Twitterに書き込むのに、タブレットの文章入力アプリを用い



中野市会場での体験型セミナーに参加された皆様

セミナー「知って得するインターネットの使い方」開催予定日一覧表

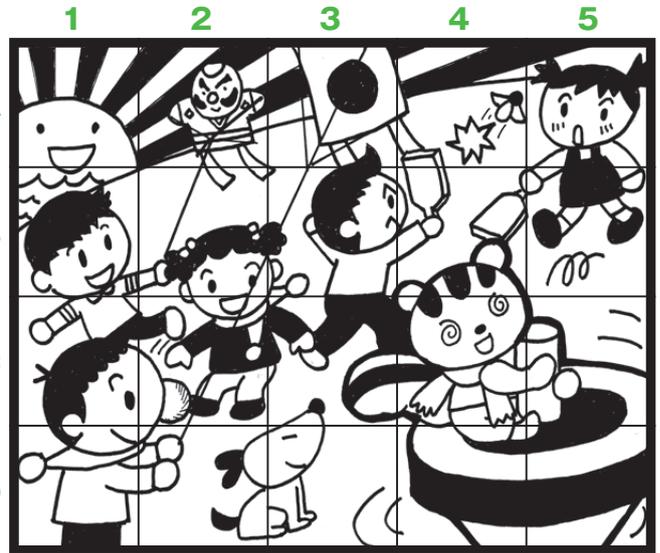
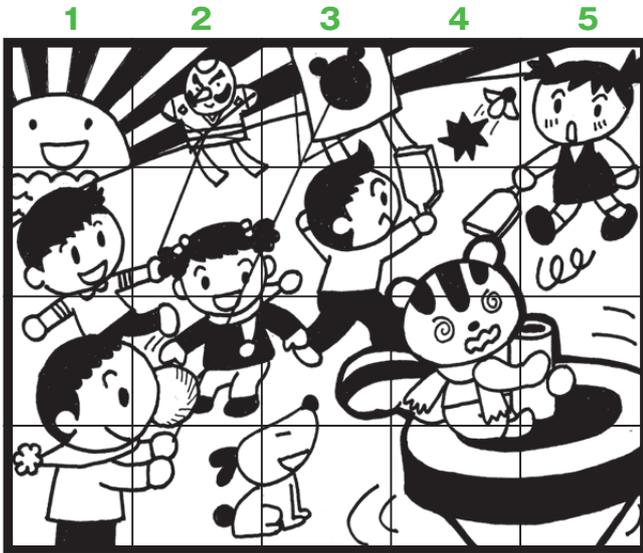
地区名	日時・会場	会場住所・電話番号	方式	募集人数
上小地区	2013/2/2(土)13時00分～16時00分 上田市勤労者福祉センター(予定)	上田市中央4-9-1 0268-24-7363	実習	20名(予定)
木曾地区	2013/2/16(土)9時～12時 木曾勤労者福祉センター	木曾郡上松町上松159-4 0264-52-2736	講演	50名
安曇野地区	2013/2/14(木)18時～19時30分 松本市勤労者福祉センター(予定)	松本市中央4-7-26 0263-35-6286	未定	20名(予定)
松本地区	2013/2/14(木)18時～19時30分 松本市勤労者福祉センター(予定)	松本市中央4-7-26 0263-35-6286	未定	20名(予定)
上伊那地区	2013/2/23(土)13時～16時 伊那市有線放送	伊那市境1420 0265-78-3215	実習	20名
須高地区	日時未定 須坂市シルキーホール	須坂市大字須坂1295-1 026-215-2225	実習	20名(予定)

て、キーボードを一切用いないでTwitterにアップすることを体験しました。参加者の声をご紹介します。「楽しくわかりやすく説明していただきありがとうございます」 「目からうろこのよい学習会でし、再度同じ講座を開催して欲しい」

ご家族で楽しむ

16のまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を16探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法は、FAXとホームページからも応募できます。

- ★その1 長野県労福協のホームページ下のバナーから応募ください。
- ★その2 FAX番号 026(232)6672
- ★その3 官製はがき (宛先は表紙にあります。) いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。
- クイズの答え(16箇所)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先
- 正解者の中から抽選で1名の方に図書カード(五,〇〇〇円分)、10名の方に図書カード(一,〇〇〇円分)をプレゼント。
- 締切り1月31日

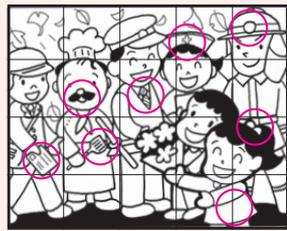


<http://www.lsc-nagano.or.jp/>

プレゼントの応募方法

新春特別企画

ふるってご応募下さい



前回の正解は

- 当選者5名(敬称略)
- 北澤 秀洋 (長野市)
- 坂口 亮 (上田市)
- 依田 志緒 (長和町)
- 降旗 陽子 (松本市)
- 小川 章 (塩尻市)

絆

きずな

歴史的な政権交代から3年あまり、民主党政権が大敗し、自民党が再び咲いた。経済のグローバル化、少子・高齢化が進む中で財政は逼迫し、社会保障費は増大し続けている。その中で公共事業ではまきを復活させて景気回復を図ろうとしている。そんな時代はとくに終わっているのに目先の政策を行おうとしている。さらに危惧すべきことがあります。大勝によって安倍総裁は、国防軍、集団的自衛権の行使を国民が認めてくれたと解釈し、宿願の憲法9条の改正も視野に連れて政権運営することあります。諸外国が日本の右傾化を警戒することあります。ナシヨナリズムに向かって変な日本を取り戻しては困るのです。

社会保障政策にあたっては公助よりも自助を重視することあります。特に自民党は生活保護費に焦点を当てて削減を表明しております。生活困窮者対策どころか困窮者増大政策になるでしょう。勤労者にとって大きな脅威であります。

前政権が安定せず有権者の心を捕まえきれなかったことに寂しさを感じ、しかし新政権のチェックを忘れずに、世代間の絆を大切にこの国のありようを見つめていきたいものです。

(今)